

介護サービス提供体制の確保に関する要望について【市への要望】

事 項	内 容	回 答	備 考
1 市独自で行う介護事業所への財政措置	①訪問介護事業所への財政措置について ・令和6年度介護報酬改定で訪問介護事業所の介護報酬（基本部分）が減額されている。 ・令和9年度介護報酬改定等を待たず、市独自の財政措置より対処すること。	国費を活用した、「岡山県介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業）」の活用により、訪問介護を含む介護サービス事業所等の賃上げや職場環境改善を後押しする考えです。この補助金は、介護職員の基本給・手当・賞与等の賃金改善などにも充当でき、要件を満たす事業所が申請・活用することで、経営の下支えにつながるものです。 なお、本事業は岡山県が事業主体であるため、市としては、事業所の皆さまにこの県補助金を活用いただけるよう、令和8年1月に市内各事業所へ案内を行っています。	介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業
		また、国の「重点支援地方交付金」を財源とした、「岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援金」の活用し、物価高騰長期化の影響を受けているものの、利用者に光熱費等の負担を転嫁できない介護保険施設等の負担軽減を図ります。 なお、本事業は岡山県が事業主体であるため、対象となる方には、申請書及び案内を令和8年3月中旬に岡山県から郵送しています。	医療・福祉施設等物価高騰対策支援金

介護サービス提供体制の確保に関する要望について【市への要望】

事 項	内 容	回 答	備 考
1 市独自で行う介護事業所への財政措置	<p>②訪問・通所系サービスのガソリン代補助について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中山間地に居住する市民も均等にサービスが受けることができ、事業所が運営ができるようにしていく必要がある。 ・在宅サービスである訪問・通所系サービスのガソリン代の補助をすること。 	<p>市としては、中山間地域等では訪問・送迎に時間を要し、事業所負担が大きいことから、利用者ニーズに応じた訪問介護・通所サービスの継続に向けた支援が必要と認識しています。</p> <p>このため、特別地域加算対象地域に係るサービスで、訪問・送迎に一定時間以上を要する場合に、介護報酬（基本部分）に補助を上乗せする支援について、国・県の制度を踏まえつつ活用を検討し、対象事業所へ情報提供等を行います。</p> <p>また、国費を活用した、「岡山県介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）」の活用により、訪問・送迎の移動の経費などサービス提供の継続に必要な経費（燃料費補助等）を補助するものです。</p> <p>なお、本事業は岡山県が事業主体であるため、市としては、事業所の皆さまにこの県補助金を活用いただけるよう、令和8年3月に市内各事業所へ案内を行っています。</p>	<p>介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業</p>

介護サービス提供体制の確保に関する要望について【市への要望】

事 項	内 容	回 答	備 考
1 市独自で行う介護事業所への財政措置	<p>③介護予防支援事業所への財政措置について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護支援費に比べ介護予防マネジメント費、介護予防支援費が極端に少ない。 ・ (要介護者に対するものと) 同等の支援を行っているにも関わらず、費用が低額であり、予防支援事業所が運営困難となる要因になると考えられる。 ・ 市内の要介護度の重度化を防ぎ、健康寿命の延伸を図り、介護給付費の減額に繋げるため、予防支援事業所が継続運営できるよう、介護予防ケアマネジメント費・介護予防支援費を増額すること。 	<p>事業所負担の増大が適切なサービス提供の継続に支障が生じないように、要介護度にかかわらず提供する支援内容が正当に評価される仕組みとなるよう、介護給付の見直しを国に要望しました。</p> <p>また、要介護度の重度化予防、健康寿命の延伸については、「健康寿命を延ばそう条例」を制定するなど市でも取り組みを行っております。</p>	

介護サービス提供体制の確保に関する要望について【市への要望】

事 項	内 容	回 答	備 考
2 人材確保に向けた環境整備	<p>(1) 介護支援専門員確保の支援</p> <p>介護支援専門員が全国的に減少している。若手育成や有資格者の発掘が求められる。</p> <p>介護支援専門員の人材育成のため、研修に関わる費用を市が負担し、介護支援専門員が働きやすい美作市として魅力を発信すること。</p>	<p>介護支援専門員の法定研修については、令和6年度から厚生労働省の「教育訓練給付制度」の特定一般教育訓練講座の指定を受けたため、給付対象となる受講生の方がハローワークへ申請すると、受講費用の40%が支給されるようになりました。</p> <p>市としては、事業所の皆さまにこのような制度をご活用いただけるよう、情報提供等を行ってまいります。</p>	教育訓練給付制度

介護サービス提供体制の確保に関する要望について【市への要望】

事 項	内 容	回 答	備 考
2 人材確保に向けた環境整備	<p>(2) 介護職員等確保への支援</p> <p>①外国人人材の受け入れ体制構築・費用補助</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人人材の確保については、言語の壁や在留資格の管理など様々な課題があり、この課題に対応するには時間や経費が必要とし、事業所だけでは対応できない。 外国人人材を受け入れる体制構築とともに、受け入れ費用や管理費の補助を行うこと。 	<p>市としては、外国人介護人材の受入れは人材確保の選択肢である一方、言語対応や在留資格の手続・管理、受入れ後の定着支援などに時間と費用がかかり、事業所単独では対応が難しいという実態を踏まえ、県事業の活用を基本に支援していく考えです。</p> <p>具体的には、岡山県が実施する次の事業の活用を事業所に促し、市として周知・申請案内等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国人介護人材獲得強化事業 海外現地での人材確保に資する取組経費を助成 外国人介護人材等研修支援事業 外国人材の技能向上研修、受入事業所職員の指導方法研修等を支援 外国人介護人材受入環境整備事業 コミュニケーション支援やメンタルヘルスケア等の費用を助成 	<ul style="list-style-type: none"> 外国人介護人材獲得強化事業 外国人介護人材等研修支援事業 外国人介護人材受入環境整備事業

介護サービス提供体制の確保に関する要望について【市への要望】

事 項	内 容	回 答	備 考
2 人材確保に向けた環境整備	<p>②介護職員（特に訪問介護職員）の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護事業所は、人材不足により年々減少している傾向がある。 ・訪問介護職員をはじめとする介護職員の養成（介護職員実務者研修の開催等）を行うこと。 	<p>市としては、岡山県・岡山県社会福祉協議会が実施する次の事業・制度をご活用いただけるよう、情報提供等を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金（岡山県） 補助事業者に対して研修を修了した従業者に係る経費について補助金を交付 ・介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度（岡山県社会福祉協議会） 将来、岡山県内で介護福祉士の業務に従事しようとする方に対して、実務者研修受講資金を貸付 ・その他、岡山県社会福祉協議会が実施している貸付制度 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山県介護職員初任者研修受講支援事業費補助金 ・介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度
	<p>(3) 人員配置基準の緩和について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兼務要件の緩和を行い、少ない人員でもサービス提供の質低下をまねかない配置基準とすること。 ・（少ない人員となっても）基本報酬は下げず、経営維持に必要な報酬体系とすること。 ・地域密着型サービスについても市の裁量で配置基準を検討できるようにすること。 	<p>本市が中山間・人口減少地域であり、介護人材の確保や人員基準の充足、提供体制の維持が困難となっている実態を国に伝えました。その上で、サービスの質を確保しつつ継続提供できるよう、介護報酬を引き下げないことを前提に、人材確保策や必要な基準緩和を含む体制整備を要望しました。あわせて、市町村の関与・裁量が拡大する場合には、自治体側も人材不足が深刻であることから、国に実効的な支援体制の整備を求めています。</p>	

介護サービス提供体制の確保に関する要望について【市への要望】

事 項	内 容	回 答	備 考
<p>3 事業継続を支える支援体制の構築</p>	<p>・ 処遇改善加算やICT補助金など介護保険内において様々な財政支援があるが、内容が多岐であり、かつ申請に必要な書類が膨大にある。人手不足で現場業務を並行しながら制度を読み解き、申請することは、経営者にとっては時間的余裕がなく、現状として十分に処遇改善（加算）がとれていない事業所も多くある。</p> <p>・ 市が主催で、補助金獲得や加算申請等の説明会の開催や加算や補助金の情報提供を行うこと。</p>	<p>処遇改善加算については、保険者に対して計画書を提出することとなっており、少なくとも美作市内地域密着型サービス事業所については、すべての事業所が処遇改善加算を算定していると認識しています。</p> <p>現在取得している処遇改善加算区分よりも上位の加算が取れるよう経営・財政支援をとると、個別性、営利性が高くなります。また、法人単位で計画書の提出を受けており、法人によっては所在地が市外にあり全国規模で経営展開をしているところもあるため、対象の選定、公益性の確保等、市が主催して説明会を開催することについては検討を要します。他の補助金制度等についても同様に考えます。</p> <p>市としては、事業主体である国・県等が実施する説明会や相談体制につなぐ形で支援します。</p> <p>具体的には、国・県から発出される通知や募集案内等の最新情報を整理し、市内事業所へ周知するとともに、内容に応じて国、県等の相談窓口や説明会情報を案内し、制度の円滑な活用につながるよう支援します。</p>	<p>・ 介護職員等処遇改善加算個別相談支援</p> <p>・ 岡山県 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業 事務局</p> <p>・ 岡山県サービス継続支援事業補助金審査事務局</p> <p>・ 岡山県医療・福祉施設等物価高騰対策支援センター</p>